

シャリア関連株の投資環境

シャリア関連アセアン株式オープン(愛称 イスカンダルの光)
追加型投信／海外／株式

2015年7月22日

イスラム金融の市場規模は堅調に拡大

イスラム金融とは、イスラムの教義(シャリア)に基づく金融手法であり、かねてより原油価格の上昇による恩恵を受けた中東圏の富の増大を背景に、その市場規模は2008年以降も年率15%超の成長率となり、堅調に拡大しています。2014年には、銀行資産やイスラム債、イスラムファンドなどイスラム金融全体の市場規模は約1兆9千億米ドルに達したと試算されています。また、中東圏に留まらず、マレーシアを中心にアジア圏のイスラム諸国でも近年、イスラム金融の市場規模が増大しています。

拡大する中間所得による消費や投資活動の拡大に期待

世界人口に占めるイスラム教徒の割合は2010年時点で2割強と推定され、2030年には全世界の4人に1人以上がイスラム教徒となると予想されています。加えて、イスラム諸国は若年層に厚みがあることも特徴で、イスラム協力機構(OIC)加盟国の2030年時点の予想中位年齢は30歳と欧米の同44歳を大きく下回るとの予測もあります。今後、日本や中国などの高度経済成長期と同じような状況に差し掛かり、中間所得層が増え、所得水準の向上による消費や投資活動の拡大が期待されます。

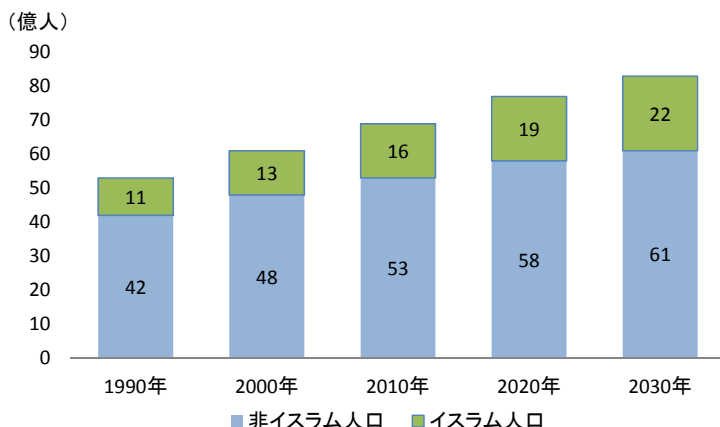
イスラム金融の市場規模(2014年)

| (億米ドル) | 銀行資産 | イスラム債 | イスラムファンド | イスラム保険 | 地域別合計 |
|-----------------|--------|-------|----------|--------|--------|
| アジア | 2,038 | 1,884 | 232 | 39 | 4,193 |
| 湾岸協力会議(GCC) | 5,642 | 955 | 335 | 90 | 7,022 |
| 中東及び北アフリカ(MENA) | 6,337 | 1 | 3 | 77 | 6,418 |
| サブサハラ砂漠以南のアフリカ | 201 | 13 | 18 | 6 | 238 |
| その他 | 544 | 94 | 170 | 3 | 811 |
| 資産別合計 | 14,762 | 2,947 | 758 | 214 | 18,681 |

銀行資産とイスラム保険は2014年6月時点、イスラム債とイスラムファンドは2014年9月時点

(出所)Islamic Financial Services Industry Stability Report 2015より岡三アセットマネジメント作成

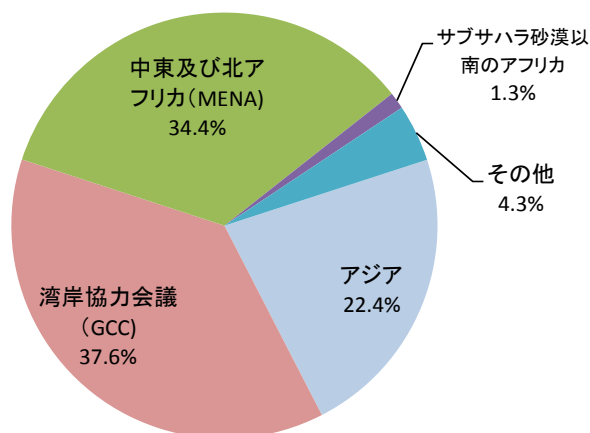
世界人口に占めるイスラム人口の割合



* 1990年～2010年: 推計値、2020年～2030年: 予想値

(出所)Pew Research Center's Forum on Religion & Public Life
「The Future of the Global Muslim Population, January 2011」を基
に岡三アセットマネジメント作成

イスラム金融の地域別マーケット規模(2014年)



(出所)Islamic Financial Services Industry Stability Report 2015より
岡三アセットマネジメント作成

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、「シャリア関連アセアン株式オープン」に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、ファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。



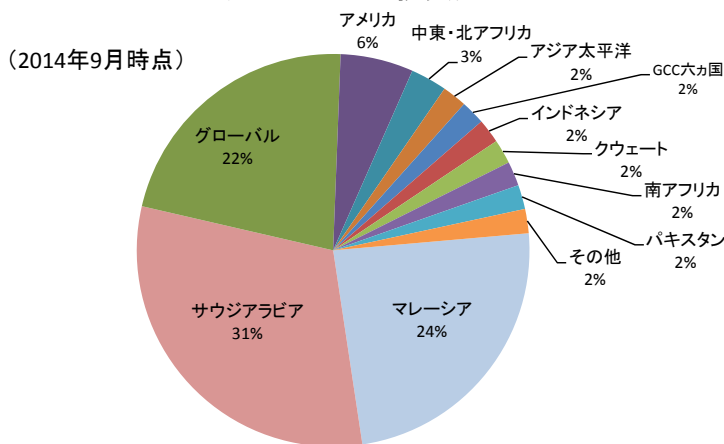
イスラムファンドの投資先としてアジア地域の拡大余地は大きい

イスラム金融におけるイスラムファンドとは、シャリア規範に沿った投資ファンドのことを指しています。投資対象は株式や債券など一般的なファンドと一見大差はないものの、禁忌の例としては、豚肉やアルコールをはじめ、ギャンブルや武器などに関連する企業に投資しない方針となっています。また、不確実性と投機行為も禁忌とされていることから、投資対象企業の負債や未収収益の割合など財務基準が設けられる場合もあります。イスラムファンドの投資先はサウジアラビアを含む中東が中心となっていますが、アジアの中では、マレーシアへの投資も24%と大きなウェイトを占めています。一方、世界最大のイスラム人口を抱えているインドネシアの比率はまだ2%しかありませんが、同国政府はマレーシアが2006年に設立した国際イスラム金融センター(MIFC)のように、法的枠組みや市場の整備などの改革を実施し、マレーシアに次ぐ国際イスラム金融の市場構築を目指していると言われています。

イスラムファンドの規模は伸びているものの、イスラム金融全体に占める割合は依然として4%程度

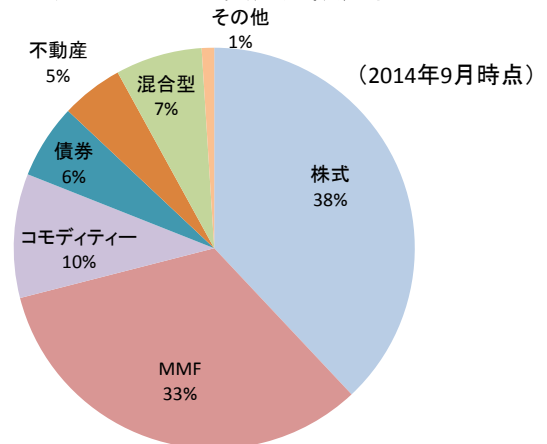
イスラムファンドは年々増加傾向にあり、2014年9月時点では約758億米ドルとなっています。しかし一方で、この規模はイスラム金融市場全体の4%に過ぎないのが現状です。無論、イスラム投資家はシャリア適格ファンドしか投資できない制限はないものの、一般の投資などから得た利益を寄付する「ザカート」(財産税や救済税)など宗教上の観点から鑑み、上述のようにイスラム圏における富と人口の増大や投資の多様化と共に、中期的にシャリア適格ファンド(ひいてはシャリア適格会社)への投資には大きな潜在需要があると考えられます。同時に、イスラム人口が多いアセアン地域における高成長も期待されます。シャリア関連株を取り巻く投資環境は中期的に良好であると考えます。

イスラムファンドの投資先



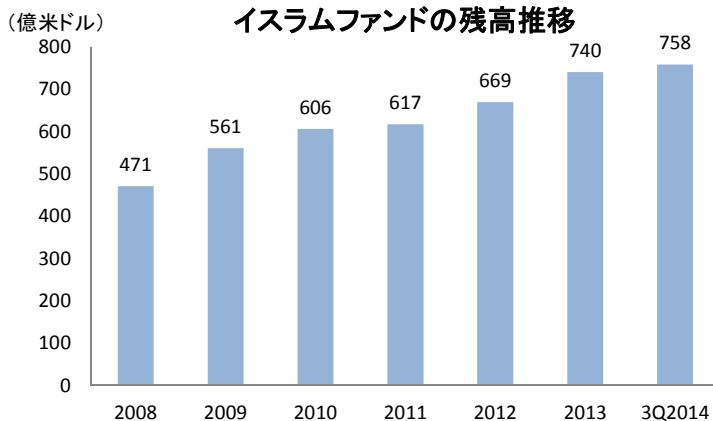
(出所) Islamic Financial Services Industry Stability Report 2015より
岡三アセットマネジメント作成

イスラムファンドの資産別設定状況

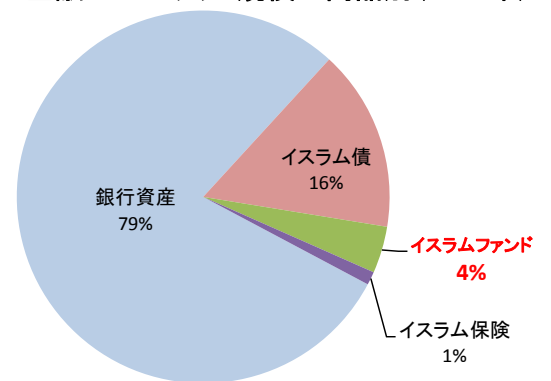


(出所) Islamic Financial Services Industry Stability Report 2015より
岡三アセットマネジメント作成

イスラム金融のマーケット規模－商品別(2014年)



(出所) Islamic Financial Services Industry Stability Report 2015より岡三アセットマネジメント作成



(出所) Islamic Financial Services Industry Stability Report 2015より
岡三アセットマネジメント作成

(作成: グローバル・エクイティ運用部)

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、「シャリア関連アセアン株式オープン」に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、ファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。



シャリア関連アセアン株式オープンに関する留意事項

【岡三アセットマネジメントについて】

商号：岡三アセットマネジメント株式会社

岡三アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引業者として投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。登録番号は、関東財務局長（金商）第370号で、一般社団法人投資信託協会および一般社団法人日本投資顧問業協会に加入しています。

【投資リスク】

- 投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様様に帰属します。ファンドは、アセアン加盟国の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。
 - ファンドの主な基準価額の変動要因としては、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「流動性リスク」があります。その他の変動要因としては「信用リスク」があります。
- ※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

【その他の留意点】

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
 - 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
 - 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
 - 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込みの受付を取消することがあります。
- 詳しくは、「投資信託説明書（交付目論見書）」の「投資リスク」をご参照ください。

【お客様にご負担いただく費用】

<お客様が直接的に負担する費用>

- 購入時 購入時手数料：購入価額×購入口数×上限3.24%(税抜3.0%)
詳しくは販売会社にご確認ください。
- 換金時 換金手数料：ありません。
信託財産留保額：換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.30%

<お客様が信託財産で間接的に負担する費用>

- 保有期間中 運用管理費用（信託報酬）：純資産総額×年率1.9008%（税抜1.76%）
 - その他費用・手数料 監査費用：純資産総額×年率0.01296%（税抜0.012%）
 - 有価証券等の売買に係る売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用等を信託財産でご負担いただきます。（監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。）
- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。
- 詳しくは、「投資信託説明書（交付目論見書）」の「手続・手数料等」をご参照ください。

販売会社について

(受益権の募集の取扱い、投資信託説明書(交付目論見書)、投資信託説明書(請求目論見書)及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。)

| 商号 | 登録番号 | 加入協会 | | | |
|-------------------|-----------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|
| | | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| (金融商品取引業者) | | | | | |
| 共和証券株式会社 | 関東財務局長(金商)第64号 | ○ | ○ | | |
| むさし証券株式会社 | 関東財務局長(金商)第105号 | ○ | | | ○ |
| 八幡証券株式会社 | 中国財務局長(金商)第7号 | ○ | | | |

<本資料に関するお問合わせ先>

カスタマーサービス部 フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)

この資料は情報提供を目的として作成したものであり、特定の商品の投資勧誘を目的として作成したものではありません。投資判断の最終決定は、お客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

むさし証券の概要

商号等：むさし証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

リスクについて

国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券(上場有価証券等)の売買等に当たっては、株式相場、金利水準等の変動や、投資信託、投資証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品等(裏付け資産)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格等が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

◎ 上場有価証券等の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

◎ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。

◎ 上場有価証券等が外国証券である場合、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外国証券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外国証券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。

※ 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※ 新規公開株式、新規公開の投資証券及び非上場債券等についても、上記と同様のリスクがあります。

手数料等諸費用について

当社取り扱いの商品等にご投資いただく場合

各商品毎の所定の手数料をご負担いただく場合がありますが、商品毎に異なるため、ここでは表示することができません。

また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

投資信託につきましては、手数料の他、信託報酬等・その他の費用(監査費用、運営・管理費用等)等を御負担いただきますが、これらの費用等は、事前に計算できませんので表示しておりません。

当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。

【広告審査済】